入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
平成31年４月８日
独立行政法人国際協力機構
契約担当役　理事　植嶋　卓巳

◎調達機関番号　567　◎所在地番号　13

1　調達内容
⑴　品目分類番号　71、27
⑵　調達案件名及び数量　人材データベースに関するソフトウェア及び運用監視端末の賃貸借
⑶　調達案件の仕様等　入札説明書による。
⑷　履行期間　平成31年７月１日から平成36年３月31日まで
⑸　納入場所　入札説明書による。
⑹　入札方法　最低価格落札方式（詳細は入札説明書による。）。入札金額は仕様書に対する総額をもって行う。なお、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に消費税法及び地方消費税法の規定により、定められた税率により算定された金額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は、見積った契約金額のうち消費税額等に相当する額を除いた金額を記載した入札書を提出すること。

2　競争参加資格
⑴　公告日において平成31・32・33年度もしくは平成28・29・30年度全省庁統一資格の「物品の販売」又は「役務の提供等」の「A」、「B」「C」又は「D」の等級に格付けされ、競争参加資格を有する者であること。
ただし、上記における全省庁統一資格保有者でない者で本件の参加を希望する者は、契約担当役から本件に限って資格審査を受けることができる。なお、詳細は入札説明書のとおり。
⑵　その他、入札説明書に掲げる要件を全て満たすと認められる者

3　入札書の提出場所等
⑴　入札関連書類の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先
郵便番号　102―8012 東京都千代田区二番町５番地25　二番町センタービル１階　調達部受付（独立行政法人国際協力機構調達部契約第三課）電話03―5226―6609
⑵　入札説明書の掲載及び仕様書の入札説明書の掲載先　国際協力機構ホームページ（http://www.jica.go.jp）→「調達情報」→「公告・公示情報／選定結果」→「国内向け物品・役務等の公告／選定結果」(http://www.jica.go.jp/chotatsu/buppin/koji2018.html）からダウンロードして入手してください。
⑶　入札、開札の日時及び場所
ア　日時　平成31年６月４日（火）午後14時00分
イ　場所　独立行政法人国際協力機構　１階109／110会議室　東京都千代田区二番町５番地25　二番町センタービル

4　その他
⑴　契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨。
⑵　入札保証金及び契約保証金　免除。
⑶　入札者に要求される事項
ア　この一般競争に参加を希望する者は、参加の意思及び上記２に掲げる資格を有することを証明するため、契約担当役から競争参加資格の確認を受けなければならない。
イ　入札説明書に基づく総合評価のための技術提案書を入札説明書に示した期限内に契約担当役に提出しなければならない。
ウ　開札日の前日までの間において、契約担当役等から技術提案書に関し説明を求められた場合にはそれに応じなければならない。
エ　入札説明書において明らかにした技術等の要求要件のうち最低限の要求要件を全て満たしていると契約担当役が認めた者のみ、入札日において封印した入札書を提出することができる。
⑷　落札者の決定方法　総合評価落札方式。当該入札者の入札価格が独立行政法人国際協力機構会計規程第25条に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ、当該入札者の技術等の各評価項目の得点の合計に入札価格の得点を加えて得た数値が最も高い者で有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち総合評価の方法をもって落札者を決定することがある。
⑸　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書、その他、技術提案書において最低限の要求要件を満たしていないと契約担当役が判断した者の提出した入札書は無効とする。
⑹　手続における交渉の有無　無
⑺　契約書作成の要否　要。
⑻　関連規定については、「独立行政法人国際協力機構法令・規程集」（URL：http://association.joureikun.jp/jica/）にて閲覧可能。
⑼　その他、詳細は入札説明書による。

5　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Takumi UESHIMA, Vice President (in charge of finance and accounting) of the Japan International Cooperation Agency (JICA)
⑵　Classification of the services and products to be procured : 71, 27
⑶　Nature and quantity of the services to be procured : Lease of software and computers for the Human Resources Database System
⑷　Contract period : From July 1, 2019 to March 31, 2024
⑸　Fulfillment Place : As shown in the tendering documentation
⑹　Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tenders are those who shall :
①　have Grade “A”, “B”, “C” or “D” in “Selling” and “Provision of Services” in terms of the Single qualification for every ministry and agency in the fiscal years 2013, 2014 and 2015.
②　for those who have not applied to the above qualification : Qualification examination which is effective for this tender is available. (Details are as shown in the tendering documentation.)
⑺　Time for Tender : June 4, 2019 at 14 : 00 p.m.
⑻　Contact point for tendering documentation : Contract Management Division 3, Procurement Department, Japan International Cooperation Agency (JICA), 5―25 Niban-cho, Chiyoda-ku, Tokyo 102―8012 Japan. Tel. 03―5226―6609

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
平成31年４月８日
独立行政法人国際交流基金
関西国際センター
契約担当職　副所長　金井　篤

◎調達機関番号　573　◎所在地番号　27

1　調達内容
⑴　品目分類番号　26
⑵　購入等件名及び数量　関西国際センターで使用する電気（契約電力434kW、１年当たり予定使用電力量1,277,000kWh）
⑶　仕様等　入札説明書、仕様書等による
⑷　契約期間　平成31年９月１日から平成32年８月31日まで
⑸　需要場所　大阪府泉南郡田尻町りんくうポート北３―14　独立行政法人国際交流基金関西国際センター
⑹　入札方法　入札金額は各社において設定する契約電力に対する単価（kW単価、同一月においては単一のものとする、小数点以下を含むことができる）及び使用電力量に対する単価（kWh単価、小数点以下を含むことができる）を根拠とし、当センターが提示する契約電力及び予定使用電力量の対価（年間総価）を入札書に記載すること。
落札の決定は、入札書に記載された金額に当該金額の８％に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときはその金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
入札書に記載する金額の算定にあたっては、力率割引がある場合は反映させること。ただし、発電費用等に係る燃料価格変動の調整額及び太陽光発電促進付加金並びに電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこととする。

2　競争参加資格
⑴　独立行政法人国際交流基金会計細則第16条及び第18条の規定に該当しない者であること。
⑵　平成31・32・33年度競争参加資格（全省庁統一資格）の「物品の販売」においてAまたはB等級に格付けされている者であること。
⑶　国際交流基金から指名停止にされている期間中に該当しない者であること。